

平成 24 年度税制改正大綱
(内閣官房・内閣府関連部分)

平成 23 年 12 月
内閣官房・内閣府

○内閣官房

東日本大震災（原子力災害）からの復興関連

第2章 平成24年度における主な取組み

3. 法人課税

歴史的な水準の円高等を背景に産業空洞化が懸念される中、国内での企業活動を活性化させ、雇用の維持・拡充を図っていくこと、また、東日本大震災からの復興を着実に達成し、これを我が国全体の経済成長につなげていくことが重要な課題となっています。法人税については、こうした観点から、以下の措置を講じることとします。

(2) 復興の支援

復興支援については、これまで震災税特法¹第1弾及び第2弾において、復興特別区域制度に係る新規立地新設企業を5年間無税とする措置など、大胆な措置を講じることとしました。

他方、原子力発電所の事故については、復旧・復興に時間を要し、また直接的な被害のみならず、風評被害が発生する等の特殊性を持っています。政府は原子力発電所の事故の影響を大きく受ける福島県の復旧・復興を支援するため、福島復興再生特別措置法案（仮称）を策定することとしております。これに伴い、復興特区税制について、福島県に設置される復興産業集積区域に係る特例を設けるとともに、避難解除区域へ復帰する事業者を支援するための措置を講じます。

また、二重ローン問題を解決するために設置される東日本大震災事業者再生支援機構や産業復興機構の被災事業者支援スキームが円滑に行われるよう必要な税制上の措置を講じます。

東日本大震災からの復興については、中長期的な視野を持って取り組む必要があります。このため、福島県における原子力災害を含め、東日本大震災からの復旧・復興状況を踏まえつつ、今後とも、税制上の支援について検討を行います。

9. 地域主権改革と地方税制

(3) 復興の支援

地方税については、三度にわたり地方税法の改正を行い、様々な復旧・復興支援策を講じてきました。特に固定資産税に係る税制上の措置については、津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する課税免除等の措置を講じています。

また、福島復興再生特別措置法案（仮称）の策定に伴って、避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除措置を平成25年度以降も継続するとともに、課税免除区域から除外された区域に対する固定資産税等の減額措置を、原則3年度分までの措置とします。

¹ 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第29号）

さらに、福島県内の地方公共団体が認定復興推進計画に記載された復興産業集積区域内において、指定を受けた法人等に対して、地方税法第6条の規定に基づき、当該計画に記載された産業集積の形成等に資する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合には、当該地方公共団体の減収に対して、特例的に地方交付税により補填する措置を講じます。

東日本大震災からの復興については、中長期的な視野を持って取り組む必要があります。このため、福島県における原子力災害を含め、東日本大震災からの復旧・復興状況を踏まえつつ、今後とも、税制上の支援について検討を行います。

第3章 平成24年度税制改正

2. 資産課税

(2) 復興支援措置

〔地方税〕

(新設)

〈固定資産税・都市計画税〉

- ① 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域のうち、各年度において市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税を免除する措置について、平成25年度以後当分の間の措置とします(現行平成23年度及び平成24年度のみ)。
- ② 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る前年度の課税免除の対象区域であって新たに課税免除の対象外となる区域のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、次の措置を講じます。
 - イ 減額対象期間を課税免除の対象外となってから原則3年度分(現行単年度分)とします。
 - ロ 平成25年度以後当分の間、各年度において新たに課税免除の対象外となる区域に係る措置とします(現行平成24年度のみ)。

3. 法人課税

(4) 復興支援措置

〔国税〕

(新設)

- ① 原子力災害からの復興支援

東日本大震災による原子力災害からの復興を推進するため、福島復興再生特別措置法（仮称）の制定を前提に、次の措置を講じます（所得税についても同様とします。）。

イ 福島県全域に係る措置

福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により福島県の全ての地方公共団体が東日本大震災復興特別区域法の課税の特例を含む復興推進計画を作成することができる特定地方公共団体の対象となることに伴い、特定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に基づき適用することができる次の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律における措置について、福島県の地方公共団体が作成した認定復興推進計画も同様に、これに基づき適用することができることとします。この場合における次の(イ)の措置については、平成28年3月31日まで即時償却ができることとします。

- (イ) 復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
- (ロ) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度
- (ハ) 復興産業集積区域において開発研究用資産を取得した場合の特別償却制度等
- (ニ) 再投資等準備金制度
- (ホ) 再投資設備等を取得した場合の特別償却制度

ロ 避難解除区域に係る措置

- (イ) 避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同日以後5年を経過する日までの間に、機械装置、建物等及び構築物の取得等をして、これをその避難対象区域の設定を解除された区域内において事業の用に供した場合には、その減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額（建物等及び構築物については、それぞれその取得価額の25%）の特別償却とその取得価額の15%（建物等及び構築物については、8%）の税額控除との選択適用ができることとします。ただし、この制度における控除税額の上限は当期の法人税額の20%とし、控除限度超過額は4年間の繰越しができることとします。

（注1）被災事業者とは、平成23年3月11日において避難対象区域内に事業所を有していた事業者をいいます。

（注2）避難対象区域とは、緊急時避難準備区域、警戒区域及び計画的避難区域として設定された区域をいいます。

（注3）福島復興再生特別措置法（仮称）の施行の前日に避難対象区域の設定を解除された地域については、福島復興再生特別措置法（仮称）の施行の日から同日以後5年を経過する日までの間の措置とします。

（注4）建物等には、社宅等の用に供するものを含みます。

- (ロ) 避難解除区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度の創設

事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同日以後3年を経過する日までの間に福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた場合において、その確認を受けた日と避難対象区域の設定の解除の日

とのいずれか遅い日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「適用期間」といいます。）内の日を含む各事業年度の適用期間内において、その避難対象区域の設定を解除された区域内に所在する事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの20%の税額控除ができることとします。ただし、この制度における控除税額の上限は、当期の法人税額の20%とします。

なお、上記(イ)の制度、雇用者の数が増加した場合の税額控除制度又は復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この制度は適用できません。

（注）被災雇用者等とは、次の者をいいます。

- ① 平成23年3月11日時点において避難対象区域内の事業所に勤務していた者
- ② 平成23年3月11日時点において避難対象区域内に居住していた者

〔地方税〕

（新設）

① 原子力災害からの復興支援

東日本大震災による原子力災害からの復興を推進するため、福島復興再生特別措置法（仮称）の制定を前提に、次の措置を講じます。

イ 福島県全域に係る措置

福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により福島県の全ての地方公共団体が東日本大震災復興特別区域法の課税の特例を含む復興推進計画を作成することができる特定地方公共団体の対象となることに伴い、福島県の地方公共団体が作成した認定復興推進計画に基づき適用することができることとされる次の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律における法人税の措置を法人住民税及び法人事業税に適用します。この場合における次の(ハ)の措置のうち開発研究用資産の減価償却費を特別試験研究費として取り扱う措置については中小企業者等に適用することとします。

- (イ) 復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（平成28年3月31日まで即時償却ができることとします。）
- (ロ) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度
- (ハ) 復興産業集積区域において開発研究用資産を取得した場合の特別償却制度等
- (ニ) 再投資等準備金制度
- (ホ) 再投資設備等を取得した場合の特別償却制度

ロ 避難解除区域に係る措置

- (イ) 福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同日以後5年を経過する日までの間に、機械装置、建物等及び構築物の取得等をして、これをその避難対象区域の設定を解除された区域内において事業の用に供した場合に選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適

用します。

- (ロ) 事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同日以後3年を経過する日までの間に福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた場合において、その確認を受けた日と避難対象区域の設定の解除の日とのいずれか遅い日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「適用期間」といいます。）内の日を含む各事業年度の適用期間内において、その避難対象区域の設定を解除された区域内に所在する事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの20%の税額控除ができる法人税の措置を法人住民税に適用します。

郵政改革の推進

【法人課税】

日本郵政株式会社法の改正を前提に、社会・地域貢献基金が廃止される場合には、社会・地域貢献準備金制度を廃止します。

【検討事項】

郵便貯金銀行及び郵便保険会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」（平成21年10月20日閣議決定）等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、引き続き所要の検討を行います。

○内閣府

沖繩振興の推進

沖繩振興等に関する税制について、沖繩振興特別措置法等の改正を前提に、次の措置を講じます。

【法人税】

沖繩の特別地区制度等に係る措置

① 国際物流拠点産業集積地域（仮称）に係る税制措置の創設

国際物流拠点産業集積地域（仮称。以下同じです。）に係る次の制度を創設します（特別償却制度は、所得税についても同様とします。）。

（注）本措置（次のイ及びロ）の対象区域は、那覇空港、那覇港及び中城湾港周辺の主務大臣が指定する地域とします。

イ 国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得控除制度

青色申告書を提出する内国法人で、国際物流拠点産業集積地域の指定の日以後に設立され、同地域内に本店又は主たる事務所を有し、専ら対象事業（注1）を営むものであって、その指定の日から平成29年3月31日までの間に主務大臣の認定を受けた法人（自ら製造した製品の販売を行うために同地域外に事業所を有する製造業を営む法人等も、一定の要件（注2）を満たす場合には対象とします。）については、その設立後10年間、所得の金額の40%の所得控除ができることとします。

（注1）本措置の対象事業は、製造業、倉庫業、こん包業、特定の機械等修理業及び特定の無店舗小売業とします。

（注2）一定の要件とは、国際物流拠点産業集積地域外の事業所に勤務する従業員数の合計が常時使用全従業員数の20%又は5人のいずれが多い人数以下であることをいいます。なお、常時使用全従業員数は20人以上とします。

ロ 国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等の取得等をした場合の特別償却又は税額控除制度

青色申告書を提出する法人が、国際物流拠点産業集積地域において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるものの新增設をする場合で、その新增設に係る機械装置及び特定の建物等の取得等をして製造業等（注1）の事業の用に供したときは、その事業の用に供した事業年度において、その取得価額（注2）の50%（建物等については、25%）の特別償却とその取得価額（注2）の15%（建物等については、8%）の税額控除との選択適用ができることとします。ただし、税額控除における控除税額の上限は当期の法人税額の20%とし、控除限度超過額は4年間の繰越しができません。また、上記イの制度の適用を受ける事業年度においては、この制度は適用できません。

（注1）本措置の対象事業は、現行の自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る特別償却及び税額控除制度の対象事業である製造業等のほか、国際物流拠点における物資の流通に係る機械等修理業及び無店舗小売業並びに貸倉庫業とします。

(注2) 対象資産の取得価額の合計額のうち本措置の対象となる金額は20億円を限度とします。

なお、これらの制度の創設に伴い、次の現行制度は適用期限の到来をもって廃止します(特別償却制度は、所得税についても同様とします。)

- ・ 特別自由貿易地域における認定法人の所得控除制度
- ・ 自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る特別償却及び税額控除制度

② 情報通信産業特別地区及び情報通信産業振興地域に係る税制措置の拡充・延長

イ 情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長します。

(イ) 専ら対象区域内において事業を営むとの要件を緩和し、一定の要件(注)を満たす場合には、対象区域外において回線設備の保守管理業務を行うための事業所を有する特定情報通信事業を営む法人等を対象に追加します。

(注) 一定の要件とは、情報通信産業特別地区外の事業所に勤務する従業員数の合計が常時使用全従業員数の20%又は3人のいずれが多い人数以下であることをいいます。なお、常時使用全従業員数は10人以上です。

(ロ) 所得控除割合を40%(現行35%)に引き上げます。

(ハ) 対象事業にバックアップセンター事業及びセキュリティーデータセンター事業を追加します。

(ニ) 対象区域にうるま市を追加します。

ロ 情報通信産業振興地域において電気通信業等の事業の用に供する設備の取得等をした場合の税額控除制度について、対象事業に特定のインターネット付随サービス業及びビジネス・プロセス・アウトソーシング業を追加した上、その適用期限を5年延長します。

③ 金融業務特別地区に係る税制措置の拡充・延長

イ 金融業務特別地区における認定法人の所得控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長します。

(イ) 専ら対象区域内において事業を営むとの要件を緩和し、一定の要件(注)を満たす場合には、対象区域外に情報収集・調査を行うための事務所を有する金融業を営む法人等を対象にします。

(注) 一定の要件とは、金融業務特別地区外の事業所に勤務する従業員数の合計が常時使用全従業員数の20%又は3人のいずれが多い人数以下であることをいいます。なお、常時使用全従業員数は10人以上です。

(ロ) 所得控除割合を40%(現行35%)に引き上げます。

(ハ) 対象事業に特定の自主規制業務を追加します。

(注) 特定の自主規制業務とは、金融商品取引所の委託を受けて行う金融商品取引法第85条第4項に規定する特定業務をいいます。

ロ 金融業務特別地区において金融業務に係る事業の用に供する設備の取得等をした場合の税額控除制度について、対象事業に特定の自主規制業務を追加した上、その適

用期限を5年延長します。

④ 観光地形成促進地域（仮称）に係る税制措置の創設

青色申告書を提出する法人が、沖縄県知事が策定する観光地形成促進計画（仮称。以下同じです。）に定められている観光地形成促進地域（仮称。以下同じです。）において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、特定民間観光関連施設（注1）を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が5,000万円を超えるものの新增設をする場合で、その新增設に係る特定の機械装置及び特定の建物等の取得等をして事業の用に供したときは、その事業の用に供した事業年度において、その取得価額（注2）の15%（建物等については、8%）の税額控除を適用できることとします。ただし、控除税額の上限は当期の法人税額の20%とし、控除限度超過額は4年間の繰越しができることとします。

（注1）特定民間観光関連施設とは、現行の観光振興地域に係る税額控除制度における特定民間観光関連施設に次の見直しを行ったものとします。

- イ 対象となる温泉保養施設に備えることとされているものから運動室を除外します。
- ロ 対象となる休養施設に、海外観光客等を対象とした健康管理増進を図る施設を追加します。
- ハ 対象となる会議場施設について、他の要件を満たしている限りにおいて、宿泊の用に供する施設を備えた会議場施設を含めることとします。

（注2）対象資産の取得価額の合計額のうち本措置の対象となる金額は20億円を限度とします。

なお、この制度の創設に伴い、現行の観光振興地域に係る税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止します。

⑤ 産業高度化・事業革新促進地域（仮称）に係る税制措置の創設

青色申告書を提出する法人で沖縄県知事の認定を受けたものが、沖縄県知事が策定する産業高度化・事業革新促進計画（仮称。以下同じです。）に定められている産業高度化・事業革新促進地域（仮称。以下同じです。）において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（機械装置及び特定の器具備品については、その取得価額の合計額が500万円を超えるもの）の新增設をする場合で、その新增設に係る機械装置、特定の器具備品及び特定の建物等の取得等をして製造業等（注1）の事業の用に供したときは、その事業の用に供した事業年度において、その取得価額（注2）の34%（建物等については、20%）の特別償却とその取得価額（注2）の15%（建物等については、8%）の税額控除との選択適用ができることとします。ただし、税額控除における控除税額の上限は当期の法人税額の20%とし、控除限度超過額は4年間の繰越しができることとします（特別償却制度は、所得税についても同様とします。）。

（注1）本措置の対象事業は、製造業等、商品検査業、計量証明業及び研究開発支援検査分析業等とします。

（注2）対象資産の取得価額の合計額のうち本措置の対象となる金額は20億円を限度とします。

なお、この制度の創設に伴い、次の現行制度は適用期限の到来をもって廃止します（イのうち特別償却制度並びにロ及びハは、所得税についても同様とします。）。

- イ 産業高度化地域に係る特別償却及び税額控除制度
- ロ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却及び税額控除制度
- ハ 経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却制度

⑥ 離島に係る税制措置の延長

離島の地域において旅館業用建物等の取得等をした場合の特別償却制度の適用期限を5年延長します（所得税についても同様とします。）。

【所得税】

駐留軍用地の買取りに係る譲渡所得特別控除の拡充

沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律（仮称）に基づき指定された特定駐留軍用地内の土地を同法の規定による特定事業の用に供するため、買取りの協議に基づき地方公共団体等に譲渡をした場合の譲渡所得について、当該譲渡を収用交換等による譲渡とみなして、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除の対象とします（法人税についても同様とします。）。

【石油石炭税】

① 沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の延長・拡充

沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置について、適用対象に沖縄県において発電の用に供するLNGを追加した上、その適用期限を3年延長します。なお、当該措置は、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を目指すものであり、事業者における経営効率化等の努力と相まって効果をもたらすことに留意し、今後、当該事業者の具体的な取り組みと併せ電気料金の引下げ効果等に係る検証を行うこととします。

② 現行石油石炭税に係る免税・還付措置が設けられている次のイからホについては、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乘せされる税率についても、免税・還付措置が適用されます。

- イ、ロ （略）
- ハ 沖縄発電用特定石炭等
- 二、ホ （略）

【航空機燃料税】

沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置の延長・拡充

沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置につ

いて、適用対象に宮古島、石垣島又は久米島と沖縄県以外の本邦の地域（離島振興法に規定する離島振興対策実施地域に含まれる離島等を除きます。）との間を航行する航空機を追加した上、その適用期限を2年延長します。

【酒税】

沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の適用期限を5年延長します。

【揮発油税及び地方揮発油税】

揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限を3年延長します。なお、揮発油の小売価格の引下げ効果等について検証することとします。

【法人住民税及び法人事業税】

沖縄の特別地区制度等に係る措置

① 国際物流拠点産業集積地域に係る税制措置の創設に伴い、次の措置を講じます。

イ 青色申告書を提出する内国法人で、国際物流拠点産業集積地域の指定の日以後に設立され、同地域内に本店又は主たる事務所を有し、専ら対象事業を営むものであって、その指定の日から平成29年3月31日までの間に主務大臣の認定を受けた法人等について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

ロ 青色申告書を提出する法人が、国際物流拠点産業集積地域において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるものの新增設をする場合で、その新增設に係る機械装置及び特定の建物等の取得等をして製造業等の事業の用に供したときに選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用します。

② 情報通信産業特別地区及び情報通信産業振興地域に係る税制措置の拡充・延長に伴い、次の措置を講じます。

イ 見直しを行った上、その適用期限を5年延長することとされる情報通信産業特別地区における認定法人の法人税の所得控除制度について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

ロ 対象事業を追加した上、その適用期限を5年延長することとされる情報通信産業振興地域において電気通信業等の事業の用に供する設備の取得等をした場合の法人税の税額控除制度を法人住民税に適用します。

③ 金融業務特別地区に係る税制措置の拡充・延長に伴い、次の措置を講じます。

イ 見直しを行った上、その適用期限を5年延長することとされる金融業務特別地区における認定法人の法人税の所得控除制度について、法人住民税及び法人事業税に反映

する措置を講じます。

- ロ 対象事業を追加した上、その適用期限を5年延長することとされる金融業務特別地区において金融業務に係る事業の用に供する設備の取得等をした場合の法人税の税額控除制度を法人住民税に適用します。
- ④ 観光地形成促進地域に係る税制措置の創設に伴い、青色申告書を提出する法人が、沖縄県知事が策定する観光地形成促進計画（仮称）に定められている観光地形成促進地域において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、特定民間観光関連施設を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が5,000万円を超えるものの新增設をする場合で、その新增設に係る特定の機械装置及び特定の建物等の取得等をして事業の用に供したときにできることとされる法人税の税額控除を法人住民税に適用します。
- ⑤ 産業高度化・事業革新促進地域に係る税制措置の創設に伴い、青色申告書を提出する法人で沖縄県知事の認定を受けたものが、沖縄県知事が策定する産業高度化・事業革新促進計画に定められている産業高度化・事業革新促進地域（仮称）において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（機械装置及び特定の器具備品については、その取得価額の合計額が500万円を超えるもの）の新增設をする場合で、その新增設に係る機械装置、特定の器具備品及び特定の建物等の取得等をして製造業等の事業の用に供したときに選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用します。
- ⑥ 適用期限を5年延長することとされる離島の地域において旅館業用建物等の取得等をした場合の特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

【個人住民税】

沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律（仮称）に基づき指定された特定駐留軍用地内の土地を同法の規定による特定事業の用に供するため、買取りの協議に基づき地方公共団体等に譲渡をした場合の譲渡所得について、当該譲渡を収用交換等による譲渡とみなして、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除の対象とします（法人住民税及び法人事業税についても同様とします。）。

【固定資産税】

沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長します。

【事業所税】

- ① 沖縄振興特別措置法に基づき指定される国際物流拠点産業集積地域（仮称）において一定の物流等の事業の用に供する施設について、資産割に係る事業所税の課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を5年間講じます。
- ② 沖縄振興特別措置法に基づき指定される情報通信産業振興地域において一定の情報通信産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、対象事業を拡充した上、その適用期限を5年延長します。
- ③ 沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域（仮称）における一定の観光関連の特定施設について、資産割に係る事業所税の課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を5年間講じます。
なお、この措置の創設に伴い、現行の観光振興地域における資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置は適用期限の到来をもって廃止します。
- ④ 沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新促進地域（仮称）において一定の産業の事業の用に供する施設について、資産割に係る事業所税の課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を5年間講じます。
なお、この措置の創設に伴い、現行の産業高度化地域における資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置は適用期限の到来をもって廃止します。

【関税】

- ① 国際物流拠点産業集積地域に係る選択課税制度等の創設
国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等において外国貨物を原料として製造された製品を平成29年3月31日までに輸入する場合に、本来の原料課税に代えて製品課税を選択できる制度（選択課税制度）を創設します。また、同地域における保税蔵置場等の許可手数料について軽減措置を講じます。
なお、この制度の創設に伴い、現行の自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る選択課税制度等を廃止します。
- ② 特定免税店制度の拡充・延長
国内旅行者向けの免税店の制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長します。
イ 現在対象としている空路により出域する旅客に加え、海路により出域する旅客を対象とします。
ロ 特定販売施設に係る面積要件を緩和します（特定小売施設及び特定飲食施設の合計で現行10,000㎡以上を2,000㎡以上、免税店部分について現行5,000㎡以上を1,000㎡以上とします。）。

地域活性化の推進

【酒税】

構造改革特別区域法及び総合特別区域法における酒税の特例について、対象となる特産酒類の原料の範囲に地域の特産物である水産物等を追加します。

【所得税】

地域再生法の一部改正に伴い、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例の適用対象となる株式会社の範囲に、地域再生法に規定する特定地域再生事業（仮称）を行う次に掲げる要件を満たす株式会社を加えます。

イ 認定地域再生計画に記載されている地域における課題の解決に資する事業で次に掲げるものを行う会社として認定地方公共団体からの指定を受けた日から3年以内の会社であること。

(イ) 社会福祉の増進に関する事業

(ロ) 環境の保全に関する事業

ロ 常時雇用する従業員の数が2人以上であること。

ハ 認定地域再生計画に記載されている事業を専ら行う株式会社であること。

ニ 中小企業者であること。

ホ 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこと。

ヘ 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと。

ト 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと。

チ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

(注) 上記の改正は、平成26年3月31日までに地域再生法の規定による指定を受けた株式会社について適用します。

特定非営利活動等の促進

【平成 24 年度における主な取組み（抄）】

8. 市民公益税制

平成 23 年度税制改正においては、「新しい公共」によって支え合う社会の実現に向けて、特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」といいます。）をはじめとする、市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援するため、税額控除の導入など画期的な改正を行いました。

今後は、制度の周知徹底に努め、寄附者や寄附を受ける法人において円滑に制度が定着していく取組みを進めていく必要があります。

また、これまでの累次にわたる制度拡充の効果検証を行った上で、寄附税制について、寄附文化醸成にも資するよう、必要に応じて見直しを検討していきます。

平成 23 年度税制改正では、「新しい公共」の担い手となる法人への草の根の寄附を促進するため、認定 NPO 法人や一定の要件を満たす公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人に対する寄附金について、所得税において新たに税額控除を導入しました。

税額控除の対象となる法人について、「新しい公共」を推進する観点から、どのような法人が対象に馴染むのか、他の寄附税制との整合性を踏まえ、税額控除の導入の効果検証を行った上で、対象法人の見直しを検討します。

また、認定 NPO 法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を対象としています。どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績や、要件を満たすことができない法人の状況等を検証し、各法人の規模や特性を踏まえた要件等の見直しについて検討を行います。

なお、寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行います。検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります。

【所得税】

寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行います。なお、検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります。

男女共同参画の推進

【所得税・個人住民税】

配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討します。

子ども・子育て支援の推進

【所得税】

子ども・子育て新システムに基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

- イ 所得税を課さないこととします。
- ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。

【個人住民税】

子ども・子育て新システムに基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

- イ 個人住民税を課さないこととします。
- ロ 地方税の滞納処分による差押えを禁止します。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

【平成 24 年度における主な取組み（抄）】

3. 法人課税（抄）

また、二重ローン問題を解決するために設置される東日本大震災事業者再生支援機構や産業復興機構の被災事業者支援スキームが円滑に行われるよう必要な税制上の措置を講じます。

【印紙税】

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が東日本大震災の被害者に対して行う金銭の貸付けに係る消費貸借に関する契約書について、当該金銭の貸付けの条件が当該被害者の支援に資する有利な条件となることを前提に、印紙税を非課税とします。

【法人税】

二重ローン対策

- イ 貸倒引当金制度について、その適用を受けることができる法人に、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を追加します。
- ロ 東日本大震災により被害を受けた法人が、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構又は産業復興機構から当該法人に対する債権につき債務の免除を受けた場合には、期限切れ欠損金の損金算入をできることとします。